

市民のみなさまへ

給付金等	出産した	新生児特別定額支援金	令和2年4月28日～令和3年3月31日までに出産し、出産時から支援金を申請するまでに本市に住所がある方に 10万円 を給付	子育て支援課 ☎(42)2852
	感染・感染の疑いで無給減給	傷病手当金	国保・後期高齢者医療被保険者が、感染または感染が疑われたことで、その療養のために仕事を休んだ期間、一定の要件を満たした場合に限り支給 支給期間 仕事を休んで4日目から、仕事をすることができない期間 支給額 (直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った額) × 2/3 × 支給対象となる日数	保健医療課 ☎(43)1639
	感染し、入院した	新型コロナウイルス感染症見舞金	感染し、入院した方に対し、 1人あたり5万円 を支給 申請期限 3月31日(水)	社会福祉課 ☎(43)1638
	緊急小口資金等の特例貸付を受けた	生活困窮者支援臨時特別給付金	広島県社会福祉協議会が行う緊急小口資金または総合支援資金の特例貸付を受けた方に対し、 1世帯あたり3万円 の特別給付金を支給	社会福祉課 ☎(43)1638
融資	休業・失業等で生活資金不安	緊急小口資金 休業された方向け	貸付上限額 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合 20万円以内 、その他の場合 10万円以内 据置期間 1年以内 償還期限 2年以内	市社会福祉協議会内 くらしサポートセンターえたじま ☎(27)7770
		総合支援資金 (うち生活支援費) 失業された方向け	貸付上限額 複数世帯 月20万円以内 単身世帯 月15万円以内 貸付期間 原則3月以内 据置期間 1年以内 償還期限 10年以内	
減免	保険税・保険料が払えない	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料減免	収入が前年に比べ3割以上減少するなど、要件に該当する方は、申請により保険税・保険料が減免となります。	税務課☎(43)1636 保健医療課☎(43)1639 高齢介護課☎(43)1651
	国民年金保険料が払えない	国民年金保険料免除	業務が失われた方や、相当程度の所得低下が見込まれる方は国民年金保険料の免除申請ができます。	市民生活課 ☎(43)1634

市民・事業者共通

猶予	納税が今は厳しい	納付猶予の特例制度	新型コロナウイルス感染症に関連する次のようなケースに該当する場合は、猶予制度があります。 ・災害により財産に相当な損失が生じた場合 ・本人または家族が病気にかかった場合 ・事業を廃止、または休止した場合 ・事業に著しい損失を受けた場合	税務課 ☎(43)1636
	水道料金・下水道使用料支払いが厳しい	水道料金・下水道使用料の支払い猶予	水道料金・下水道使用料の支払いが困難な世帯・事業者を対象に支払いの猶予が受けられます。	業務課 ☎(42)3311

「風邪かな？」
と感じたら！
まず電話！

まずは/
かかりつけ医
等に電話相談

相談先に迷ったら/
受診・相談センター
積極ガードダイヤル
☎082(513)2567

唾液で検査/
診療・検査医療機関
▶ PCR検査料は無料
▶ 初診料等として
別途2,000円程度必要

新型コロナウイルス感染症の主な支援一覧

市内事業者のみなさまへ

(問) 交流観光課 ☎ (43) 1644

支援金等

頑張る飲食店応援金

新型コロナ感染拡大の影響により、売上が減少した市内の飲食店等を県と市が応援します。

補助対象者 広島県内の飲食店等で、令和2年12月または令和3年1月の売上が対前年同月比30%以上減少しており、新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店で、飛沫感染予防対策をとっている（予定も含む）事業者

支援額 1店舗あたり30万円 **申請期限** 3月19日(金)

広島県 **がんばる飲食店** 🔍

(問) 頑張る飲食店応援事務局 ☎082(248)6850

未来創造支援金

地道な販路開拓等により売上高の増加や雇用の維持への取組、販売促進や誘客への取組、新型コロナウイルス感染症予防策の取組、国・県等の支援策を活用する事業者へ支援を行います。

補助対象者 市内で事業を営んでおり、他の類似する支援制度を受給等していない事業者

支援額 上限30万円、下限3万円

補助対象事業

①新商品開発、販路拡大

取組事例：新商品の開発、既存のインターネット販売用ウェブサイトへの登録など

②販売促進、誘客の取組

取組事例：事業者が独自に行う割引サービス、えたじまブランド認定品等江田島産品を飲食店が直接製造店舗から購入したメニューの提供、販売促進用チラシやのぼりなどの作成

③新型コロナウイルス感染症防止対策

取組事例：マスク・消毒液などの購入、アクリル板・透明ビニールシートの購入・設置、換気設備の導入、従業員の感染対策物品（体温計など）の購入

④国県等の新型コロナウイルス感染症対策事業での事業者負担分への支援

取組事例：雇用調整助成金、小規模事業者持続化補助金、家賃支援給付金など

対象となる補助事業の期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

事業継続支援金

売上高が前年同月比で20%以上50%未満減少しており「がんばる商工業等支援金」、「広島県感染拡大防止協力支援金」などの支援を受けることができない商工業等に対して支援を行います。

補助対象者 江田島市内に事業所を有している商工業等の中小・小規模・個人事業者で他の類似する支援制度を受給等していない事業者

支援額 上限10万円

申請期限 令和3年3月31日

がんばる商工業等支援金

売上高等が前年同月比5%以上減少しており、この減少に関係した融資を日本政策金融公庫や銀行などから受けた事業者に対して、融資を受けた額の2%を支援します。

支援額 上限30万円

申請期限 令和3年3月31日

雇用調整助成金等受給サポート補助金

事業者が従業員の雇用を守るための雇用調整助成金等の申請に必要な書類作成などを社会保険労務士に委託した際の委託料などに対して対象経費を全額（消費税は除きます）補助します。

補助対象者 市内に事業所がある中小企業・個人事業主で申請を社会保険労務士に委託し、その支給決定を受けている事業者

支援額 上限10万円

申請期限 令和3年3月31日

新型コロナウイルス
感染症の最新情報は
こちらから



江田島市公式ホームページ



江田島市公式Facebook



広島県公式ホームページ



厚生労働省ホームページ

